

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成15年9月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	6	151,840	19,510	54,960	77,370	2,172,140	2,323,980
長期信用銀行	2	2,840	240	1,700	890	66,740	69,580
信託銀行	5	22,740	2,470	6,630	13,650	358,230	380,970
都銀・長信銀・信託計	13	177,420	22,210	63,290	91,910	2,597,120	2,774,530
(うち主要11行)	(11)	(174,580)	(21,980)	(61,590)	(91,020)	(2,530,370)	(2,704,960)
地方銀行	64	102,270	23,710	44,600	33,960	1,274,990	1,377,260
第二地方銀行	51	35,000	9,750	14,770	10,480	389,420	424,430
地域銀行計	116	138,930	33,710	59,980	45,240	1,710,150	1,849,080
全国銀行計	129	316,350	55,920	123,280	137,150	4,307,270	4,623,620

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。
2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の再生専門子会社の計数を含む。
5. 地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含む。